先行審査プラントの記載との比較表(VI-1-1-12 非常用照明に関する説明書)

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/9/25版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		11 1 10 七労田昭田に間子て説明書	・資料構成の相違。
		VI-1-1-12 非常用照明に関する説明書	・ 賃料件成の相違。
		 本資料のうち枠囲みの内容は、他社の機密事項を含む可能性があるため	

2021年9月28日 02-工-B-01-0007_改3

本資料のうち枠囲みの内容は,他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。

先行審査プラントの記載との比較表(VI-1-1-12 非常用照明に関する説明書)

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/9/25版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/9/25版)	東海第二発電所	 女川原子力発電所第2号機 1. 概要 本資料は、以下について説明するものである。 ・「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」(以下「技術基準規則」という。)第13条第2号に基づき照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明 ・技術基準規則第13条第3号及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」(以下「解釈」という。)に基づき発電用原子炉施設内で設計基準事故が発生した場合に用いる照明(避難用の照明を除く。)及びその専用の電源 ・技術基準規則第54条第1項第2号及び第3項第6号に基づき,想定される重大事故等が発生した場合に確実に操作するため及び可搬型重大事故等対処設備を運搬するため並びに被害状況を把握す 	備考
		 るための照明 ・技術基準規則第 74 条及びその解釈に基づき重大事故等が発生した 場合においても中央制御室に運転員がとどまるために必要な設備 としての照明及びその照明への代替交流電源設備からの給電 2. 基本方針 表1に示す各照明設備の基本方針について以下に記載する。 	
		設計基準事故が発生した場合 に用いる作業用照明 〇 - 非常用照明 〇 - 直流照明兼非常用照明 〇 - 直流照明 〇 - 可搬型照明 重大事故等発生時の照明 - ○ - ○ 可搬型照明 - ○ 可搬型照明 - ○ ○ - ○ ○ - ○ ○ - ○ ○ - ○ ○	 ・設備構成の相違 (女川では設計基準 故が発生した場合に使用する作業用照明は 搬型照明(ヘッドラクト(ヘルメット装置用),ランタンタイズ LED 及び懐中電灯) し,自主設備は設けない)
			× ,

2021年9月28日 02-工-B-01-0007_改3

- 2 -

先行審査プラントの記載との比較表(VI-1-1-12 非常用照明に関する説明書)

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/9/25版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		2.1 避難用照明	
		安全避難通路(「第2号機設備」,「第1号機設備,第1,2号機共用」	・プラント構成の相違。
		及び「第1号機設備,第1,2,3号機共用」(以下同じ。))には,位置	
		を明確かつ恒久的に表示し,照明用の電源が喪失した場合においても	
		機能を損なわないよう,避難用の照明として非常灯(「第2号機設備」,	
		「第1号機設備,第1,2号機共用」及び「第1号機設備,第1,2,3号	
		機共用」(以下同じ。))を設けるとともに,避難口及び避難の方向を	・設備の相違。
		明示するため誘導灯(「第2号機設備」,「第1号機設備,第1,2号機	(非常灯・誘導灯は
		共用」及び「第1号機設備,第1,2,3号機共用」(以下同じ。))を設	非常用 DG 又は内蔵
		ける設計とする。非常灯及び誘導灯は、非常用ディーゼル発電機又は	蓄電池により照明電
		内蔵電池から給電可能な設計とする。	源喪失時でも機能は
			損なわない)
		2.2 設計基準事故が発生した場合に用いる作業用照明	
		2.2.1 常設の作業用照明	・記載表現の相違。
		発電用原子炉施設内で設計基準事故が発生した場合に用いる作業	
		用照明として、避難用の照明とは別に、非常用照明、直流照明兼非常	
		用照明及び直流照明を設置する。	
		非常用照明は、発電用原子炉の停止、停止後の冷却及び監視等の操	
		作が必要となる中央制御室,中央制御室で操作が困難な場合に必要な	
		操作を行う現場機器室及び現場機器室へのアクセスルートに設置す	
		る。また設計基準事故に対処するために、緊急時対策所及び緊急時対	・運用の相違
		策建屋屋内アクセスルートに設置する。	(緊急時対策所及び緊
		非常用照明は、外部電源喪失時にも必要な照明を確保できるよう	急時対策建屋屋内アク
		に,非常用母線に接続し,非常用ディーゼル発電機からも電力を供給	セスルートの照明を非
		する設計とする。	常用照明としている)
		直流照明兼非常用照明は,全交流動力電源喪失時から重大事故等に	・設備名称の相違。
		対処するために必要な電力の供給が常設代替交流電源設備から開始	・設備の相違。
		される前までに必要な操作を実施する中央制御室及び現場機器室に	(他プラントの蓄電池
		設置する。	内蔵照明に対し, 女川
		直流照明は,全交流動力電源喪失時から重大事故等に対処するため	は、直流から受電する
		に必要な電力の供給が常設代替交流電源設備から開始される前まで	作業用照明(直流照明
		に必要な操作を実施する中央制御室に設置する。	兼非常用照明, 直流照
		直流照明兼非常用照明及び直流照明は,125V 蓄電池に接続し,非常	明)により,全交流電源
		用ディーゼル発電機からも電力を供給する設計とするほか、全交流動	喪失でも照明を確保す
		力電源喪失時から重大事故等に対処するために必要な電力の供給が	る設計・設置場所の相
			·]

先行審査プラントの記載との比較表(VI-1-1-12 非常用照明に関する説明書)

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/9/25版)	東海第二発電所 女川原子力発電所第2号機	備考
	常設代替交流電源設備から開始されるまでの間,点灯可能な設計とす	違。
	る。	
	非常用照明,直流照明兼非常用照明及び直流照明は,設計基準事故	・設備名称の相違。
	が発生した場合に必要な操作及び作業場所への移動が行えるように、	
	避難用照明である非常灯と同等以上の照度(11x以上(蛍光灯使用	・記載表現の相違。
	時は 2 1x 以上))を有する設計とする。	
	2.2.2 可搬型の作業用照明	
	発電用原子炉施設内で設計基準事故が発生した場合に用いる作業	・記載表現及び設備名
	用照明として、避難用の照明とは別に、乾電池を内蔵した可搬型照明	称の相違。
	(懐中電灯, ランタンタイプ LED ライト及びヘッドライト (ヘルメッ	
	ト装着用))を配備する。	
	可搬型照明は,全交流動力電源喪失時に緊急時対策所内の可搬型照	・設備の相違
	明保管場所への移動及び緊急時対策所内の照度の確保における必要	(緊急時対策所の非常
	な照明として配備する。	用照明が機能喪失した
	また,全交流動力電源喪失時に常設の作業用照明設置箇所以外での	場合のために可搬型照
	初動操作に対応する運転員に必要な照明として配備する。	明を配備)
	2.3 重大事故等発生時の照明	
	重大事故等が発生した場合に用いる照明として,以下の照明設備を配	・記載表現の相違.
	備する。	
	・中央制御室及び中央制御室待避所に運転員がとどまるために必要	・電源の相違
	な照明設備として常設代替交流電源設備からの給電が可能な蓄電	・記載表現の相違
	池を内蔵した可搬型照明(SA)を配備する。	
	・中央制御室バウンダリに隣接した場所に設ける中央制御室チェン	
	ジングエリアでの身体の汚染検査,作業服の着替え等に必要な照明	
	設備として乾電池内蔵型照明を配備する。	
	・緊急時対策建屋内に設ける緊急時対策所チェンジングエリアでの	
	身体の汚染検査,作業服の着替え等に必要な照明設備として乾電池	
	内蔵型照明を配備する。	
	・重大事故等が発生した場合に、確実に操作を実施するため及び可搬	
	型重大事故等対処設備を運搬するため並びに他の設備の被害状況	

本資料のうち枠囲みの内容は、他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。

- 4 -

先行審査プラントの記載との比較表(VI-1-1-12 非常用照明に関する説明書)

全邏羅通路には、位置を明確かつ恒久的に表示し、預明用の電源が築 大した場合においても機能を埋みむない確認用の預明として、非常打 並びに避難し及び選組の力向を明示すたもめの誘導灯を設置する数 計とする。 非常灯は、「建築基準定」(制定昭和25年5月24日法律第201号) 及び「建築基準定」(制定昭和25年5月24日法律第201号) 及び「建築基準定」の一個実研ね5年年5月24日法律第3876年7日 に準拠し、中央制御で物の原子で進定決め運動で進み資源準定する属 で、周年5時4世にへ通じる歴下及び構設その他の通路に認識し、直接 明想として床面において11に以上(進伏定が加時時と21に以上)の 関度を確保する設計とする。また、外部運動表にとり非常打への図 切の供給が停止した場合においてた。県、再子物識成力能事素手が超出内 から他上へ遵健できること、手、結果「単準構成事業手が超出内 から他上へ遵健できること、非常に変更条件にもの違語を確認力 ために認知を確定する。ため、外部運動表にとりますれへの図 切の供給が停止した場合はおいてきる。 年建設者告示第1830号に優し、30分間に営事業手が超速事件が通知方 した内端回加を備える設計とする。 「源準算は」「消防法」(制定昭和35年4月24日法律第186号)、「第 一 時法施行会」(制定昭和35年4月1日自治等金第16号)に準拠し、漫内 ら直接地上へ通じる通路、用人口及び運動整確に設置する。また、外 部電源現たにより結準可の電力の供給が停止した場合においても、 原子が確認力が使事者等が建定内容の見かって進行できるに遵拠 1 及び選邦の内心情が非ずを示が非常内がに支援できの、運動の ら直接地上へ通じる通路に設置する。まで、外	備考
 3.1 運難用原則 約1・運難用成用 約4・強烈「ハニーニー」」 安全透明起始に関する意切考しての大統 会評範語能はた、協会と明定が一種久的に支示し、割明用の意識が法 実した場合においても機能を出なわない連載用の規則として、非常好 違びに運難の方向を明示するための認識がを表記してお またする。 非常訂ては、「標準基準法」(制度昭和5年5月24日法律第901号) 反び「種菜活動にすり」の「加速なの防害者でする方のの認識がを表記」である。 非常訂ては、「標準基準法」(制度昭和5年5月24日法律第901号) 反び「種菜活動」の実動が重要の示子が認識の作用を引くりませた。 第月時として表面においてす」にないても、原子が通識の作用が引くしていた。 第月時として表面においてす」にないです。原子が通識の体理者であるの認識がであるまた。 第月時として表面においてす」にないても、原子が通過の体理者であるため、理想すのの認識がであったが必要なが可能性たなよう。非常 可は非常相ディーゼン差相違かであることが考示認知 のの供認が必定した場合においても、原子が通過次体理者であることが考示者。 第月時に一般的力を提応できる書ができることが考示者にあり、 第月前方、「開防」(制定理和3年7月24日法律利1865人)(前) 第時進行です。(加速和3年7月24日法律利1865人)(前) 第時進行です。 第時進行でするため、要求(注意者書を行 た) 第二時間法(制造運輸13年7月24日法律者)(と使用な) 第二時間法(制造運輸13年7月24日法律者)(と使用な) 第二時間法(制造運輸13年7月24日法律者)(と使用な) 第二時間法(制造運輸13年7月24日法律者)(本) 第二時間法(制造運輸13年7月24日法律者)(本) 第二時間法(制造運輸13年7月24日法律者)(本) 第二時間法(制造運輸13年7月24日法律者)(本) 第二時間法(二)(二)(二)(二)(二)(二)(二)(二)(二)(二)(二)(二)(二)(
 添付書類「以一」=1=11 安全選擇通路に関する設別書」に示す安 金融鑽通路には、位遣や財務かご何なめ的に表示し、勝利用の実調が要 失した場合においても機能を任なわたい事範囲の利用して、非常灯 乾化ご類に良な遮拠の方面を明示するための諸教理を発展する説 計上する。 非常灯は、「電磁基準接施」(前定昭和 25 年 5 月 24 日法律第 201 号) 友び 電磁差接接施」(前定昭和 25 年 5 月 24 日法律第 201 号) 友び 電磁差接接施」(前定昭和 25 年 5 月 24 日法律第 201 号) 友び 電磁差接接施」(前定昭和 25 年 5 月 24 日法律第 201 号) 反び 電磁差接接施」(前定昭和 25 年 5 月 24 日法律第 201 号) 反び 電磁差接接施」(前定昭和 25 年 5 月 24 日法律第 201 号) 反 環境として本語において1.15 以上 (第5代程をの他の連絡に設置し、直接 原時から低上へ返還を指定する設計とする。また、公司指定が確認するために必要な証明の通保が可能となるよう、非常 方の供給が停止した場合においても、原子項磁波得接合者告が定時本者も非理応しから供出へ返還合える法とする。 市場定式、「開設力」(明確和 25 年 7 月 24 日法律数1 (16 年)) 第二項は素部用ブターゼル条電数から定力を供給できる認知、又は昭和 5 年 4 建設省告示第 1830 号に増加して通応できる認知を4 日とた物金に設てできる容温を4 した内蔵電能を保護したのと要素が登場上へ連載できるように認知し 前置演員失により訪判定すいの電力の特徴が停止した場合にはいても、 原示が振動が停止した場合にはいても、 「周辺」(開放協 24 市のご都 4 月 11 日目で治会第 6 号)には認し、 屋内か 6 電灯は、「同び日、11 日間に含金第 6 号)には認し、 屋内か 6 電灯は、「自びら通路」(電磁)単常のの電力の特徴が停止した場合にはいても、 第二項は応告報であるが、の支援できるように認知 2 「場合法法」では「場合」でものできるが可の特徴が停止した場合にはできるように認知 2 広望録のの方を明示すべるの、誘環ゴは赤葉第 7 一ゼルキュの場合 2 広望録の支援・たちのの時間でのち地上へ連載できるように認知 2 広望録のの方を明示すべるの、誘環ゴは赤葉第 7 一ぜれぞる電数 2 広望録のの方を明示すべるの、誘環ゴは赤葉第 7 一ぜれぞる電数 2 広望録のの方を目示するできるように認知 2 広望録のの方を目示することでありたり、 2 広望録のの方を明示することの、読得工に確認していていていため 2 広望録のの方を目示することのできることのに認知していためした」 2 広望録のの方を明示することの、 3 広報にないていた場にないていていため、 3 広報(14 市) 3 広報(14 市)<td></td>	
全部競通路には、位置を明確かつ恒久的に表示し、採明用の電調が表 大した場合においても接触を損なわない電鍵用の原明として、非常灯 なびに遊離の及び運搬の方向を明示するための誇導灯を設置する説 計とする。 非常灯は、「葉葉墨澤法」(制定昭和25年5月24日は律第201号) 友び「生薬基準法」(制定昭和25年5月24日は律第201号) 友び「生薬基準法」(制定昭和25年1月24日は律第201号) 友び「生薬基準法」(制定昭和25年1月24日は律第201号) 友び「生薬基準法」の「加定研究を知ら近日」」1月10日以会介部38号) に降越し、中央制御室等の原子炉施設内資源手をが等したまる下る店 て、県空から地上へ延じる留下及び相信が定し、直接 昭明として床面において11以し、(進光灯使用時は21x以上)の 度度を経験する設計とする。また、外部電観要装により非常灯への延 力の供給が停止した場合においても、成子が通知人のの通路の資源となるよう、非常 灯は非常用デターゼルを電話から電力を供給できる設計、又は昭和35 年基設省若示第1880号に準載し、30分前者原に太灯できる客量を存 した内蔵電道と進入の送出が合きである。 第二次に昭和35年1月24日は律第186号)、「留 防法施行会」(制定昭和35年4月1日目台合令領を与)、同 「防法施行会」(制定昭和35年4月1日目台合令領を与)、同 「防法施行会」(制定昭和35年4月1日目台合令領を与)、同 「防法施行会」(制定昭和35年4月1日目台合令領を与)、同 「防法施行会」(制定昭和35年4月1日目台合令領を与)、「四 防法施行会」(制定昭和35年4月1日目台合令領を与)、に準拠し、 の当前者がは上にた場合においても、 同子伊施設内値当つた場合できる表出、ため、小都電概表決定量できる、また、外 「部電概表示法で書で等した内衡通道法を推開する。また。外	
 失した場合においても機能を損なわない運転用の照明として、非常灯 次に定難に及び逸勤の方向を明示するための誘導灯や設置する数 計とする。 非常罪灯は、「陸楼基準法」(制度照在25年5月24日法律第201号) 及び「陸機基準法値行令」(制度照在25年5月24日法律第201号) 及び「陸機基準法値行令」(制度照在25年5月24日法律第201号) 反び「陸機基準法値行令」(制度照在25年5月24日法律第201号) 反び「陸機基準法値行令」(制度昭和25年1月16日政会第338号) に建築し、中央制設造令の短う振振で支付定用時は215以上)の 歴史を確保する数社とする。また、外部準拠要実により非常好いの 内壁線が停止した場合に知いても、浜子列施設内低準準等が基礎分から から地上へ会議行きるために必要が展開の健康が可能となるよう、非常 対は非常用ディーゼル発電機から協力を取らた。 マは理和・36年5月24日法律第180号)に構想し、30分間有効に点灯できる容量を4 (市屋昭和36年7月24日法律第186号)、「第 第寄灯は、「消防法」(制屋昭和33年7月24日法律第186号)、「第 第寄灯は、「消防法」(制屋昭和36年7月24日法律第186号)、「第 (市屋昭和36年7月24日法律第186号)、「第 (市屋昭和36年7月24日法律第186号)、「第 (市屋昭和36年7月24日法律第186号)、「第 市房町は、通路となるのまう、非常 「広湾職町灯」(制度昭和36年7月24日法律第186号)、「第 (市屋昭和36年7月24日法律第186号)、「第 市房町は、通路となるの第2条件の 市房町に、市路を定くのまた。 市房町は、一通じとな場合にあり、一部 市房町に、市路を定くるまた。 市房町市場、日本17日支援等(第186号)に集団本26年8月24日法律第186号)、「第 市房町市場に、 市房町市場に、 市房町市場、日本17日24日法律第186号)、 市営市(本国46年6年8月24日法律第186号)、 市営市(本国47年8月24日法律第186号)、 市営市(本国47年8月24日法律第186号)、 市営市(本国47年8月24日法律第186号)、 市営市(本国47年8月24日法律第186号)、 市営市(本国47年8月24日法律第186号)、 市営市(本国47年8月24日法律第186号) 市営市(本国47年8月24日法律第186号) 市営市(本国47年8月24日法律第186号) 市営市(本国47年8月24日本第146日本17年8月24日法律第186号) 市営市(本国47年8月24日法律第186号) 市営市(本国47年8月24日法律第186号) 日本14年8日本147年4月24日法律目前 市営市(本国47年8月24日本147年8月24日本147年8月24日本147年8月24日本147年8月24日本147年8月24日本147年8月24日本147年8月24日本147年8月14日本147年8	・資料構成の相違。
並びに避難の及び避難の方向を閉示するための薄薄すを設置する設 計とする。 非常行点、「建築基準法施行合」(制定限和25年5月24日法律第201号) 及び「建築基準法施行合」(制定限和25年5月24日法律第201号) 及び、世球基準法施行合」(制定限和25年5月24日法律第201号) に特拠し、中央制御室等の原子が施設内従事者等が高明滞在する屋 空、居立から地上へ通じる原下及び端段その他の通路に設置し、直袋 照明として原面において11以以上(運入行政用時は21以以上)の 照度を確保する設計とする。また、外部電源喪失により非常知べの電 力の供給が停止した場合においても、原子が施設内従事者等が建屋内 から地上へ海壁するために必要な照例の確保が可能となるよう。非常 灯は非常用ディーゼルを建議から電力を供給できる設計、又は昭和35 年建設着台市第1830号に準拠し、30分開有効に点灯できる容量を看 した内酸電晶を確える設計とする。 誘導行点、「割防法」(制定昭和25年7月24日法律第186号)、「領 防法施行合」(制定昭和36年3月25日政会常37号)及び「消防法症」 行環則」(制定昭和36年3月25日政会常37号)及び「電防法」、置わっ ら直接地上へ通じる通路、出入口及び運搬開發に設置する。また、外 部電額更先により誘導灯への電力の供給が停止した場合においても、 原子が施設内修業者等が建屋内がら地上へ遊踏できるように遮難し るび避難の方向を明示する容量を有した内蔵電油を備える設計とする。(
計とする。 非常灯は、「建築基準造価行金」(制定昭和125年5月24日法律第 201号) 及び「建築基準造価行金」(制定昭和125年5月24日法律第 201号) 及び「建築基準造価行金」(制定昭和125年1月1日6日改会第 338号) に準拠し、中央制創益等の原子炉虚改的使事者等が常時滞在する居 室、膨富から也上へ通じる部下友び熔改その他の道路に設置し、直接 照明として床面において1 k 以上(蛍光灯使用時は 2 1 k 以上)の 照度を確保する設計とする。また、外部電源表大により非常灯への電 力の供給が停止した場合においでも、原子が虚設付低差な等が建屋内 から地上へ適量するために必要な限用の確保が可能となるよう、非常 灯は非常用ディーゼル範疇地から電力な供給で含な設計、又は昭和45 年建設省告示第1830号に準拠し、30分間有効に点灯できる容量を有 した内蔵電池を信志る設計とする。 、 勝導灯は、「消防法」(制定昭和36年3月25日改会第 37号)及び「消防法施 名規則(制定昭和36年3月1日自治省会第 6号)に準拠し、屋内か ら直接地上へ通じる通路、出入口及び弾艇階段に設置する。また、外 部電源度失により誘導灯への電力の供給が停止した場合においても、 原子炉虚設内能率者等が建屋内から地上へ運営である。読得灯に結構取し、量内か ら重力を供給できる容計入て活動、構築灯に非常用ディーゼル電機力 及び弾艇の方向を資本ですため、諸準灯に非常用ディーゼル電機力 の分間有効に点灯できる容量を有した内蔵電池を確える設計とする。	
 非常灯は、「建徳基準法」(制定昭和 25 年 5 月 24 日法律第 201 号) 及び「独築基準法施行令」(制定昭和 25 年 1 月 16 日政令第 338 号) に準拠し、中央制御望等の原子炉磁設代準者等約常時常在する優 に零速いたした過じる面下及び階段その他の通路に設置し、直接 第周上して未面において1 1x 以上 (蛍光灯使用雪は 2 は 以上)の 照度を確保する設計とする。また、外部電源要央により非常灯への電 辺友を確保する設計とする。また、外部電源要央により非常灯への電 力の供給が停止した場合においても、原子炉減設内能事者等が建成内 から地上へ離壁するために必要な限防の確体が可能となるよう、は保和 45 r1た素用ディーゼル差電機から電力を供給できる設計、2 は保和 45 r1た素用ディーゼル差電機が18 つきで準約し、30 分間有効に点灯できる容量を にた内蔵電池を備える設計とする。 諸考灯は、「補防法」(制定昭和 3 中 7 月 24 日法律第 186 号)、「福 防法施行令(11) 防害項 30 年 7 月 24 日法律第 186 号)、「4 「減期」(制度昭和 30 年 7 月 1 日 日治省令第 6 号)、に準拠し、気力が 1 (1) 防害項 30 年 7 月 24 日法律第 186 号)、「4 1 (1) 防害項 30 年 7 月 24 日法律第 186 号)、「6 1 (1) 防害項 30 年 7 月 24 日法律第 186 号)、「6 1 (1) 防害項 30 年 7 月 24 日法律第 186 号)、「6 1 (1) 防害項 30 年 7 月 24 日法律第 186 号)、「6 1 (1) 防害項 30 年 7 月 24 日法律第 186 号)、「6 1 (1) 防害項 30 年 7 月 24 日法律第 186 号)、「7 1 (1) 防害項 30 年 7 月 24 日法律第 186 号)、「6 1 (1) 防害項 30 年 7 月 24 日法律第 186 号)、「6 1 (1) 防害項 30 年 7 月 24 日法律第 186 号)、「6 1 (1) 防害項 30 年 7 月 24 日法律第 186 号)、「7 1 (1) 防害項 30 年 7 月 1 日 日治省令第 6 号)、「7 1 (1) 防害項 30 年 7 月 1 日 日治省令第 6 号)、「7 1 (1) 防害項 30 年 7 月 1 日 日治省令第 6 号)、「2 (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	
及び「建築基準法施行令」(制定昭和 25 年 11 月 16 日政令第 338 号) に重拠し、中央制御室等の原子炉施設内链事者等が常時滞在する屋 室、居室から地上へ通じる部下及び階段その他の通路は設置し、直接 原明として床面において 1 1x 以上(党光灯使用時は 2 1x 以上)の 原度を確保する設計とする。また、外部澄源喪失により非常灯への戒 力の供給が停止した場合において 1, 1x 以上(デ光灯使用時は 2 1x 以上)の 水ら地上へ避難するために必要な原時の確保が可能となるよう,非常 対は非常用ディーゼル発電機から電力を供給できる安計,又は昭和 45 年建設者告示第 1830 号に準拠し、30 分間有効に点灯できる容量を有 した内滅電池を備える設計とする。 常専れに「場防法」(周防法」(周定時和 35 年 7 月 24 日法律第 186 号), 13 防法施行令」(制定昭和 36 年 3 月 25 日政令第 37 号)及び「潤防法施 「石規則」(制定昭和 36 年 4 月 1 日自治省合第 6 号) に準拠し、屋内か ら直接地上へ通じる通路, 出入口及び避難感にに設置する。また, 外 常電面原実たより通時端れの通力供給が停止した場合においても、 原子炉施設り結束者等が重屈内から地上へ連難できるように遵難 1 及び腰壁の力結を明示するため、誘導灯に非常用ディーゼル発電機か	
に準拠し、中央制御室等の原子炉施設内従事者等が常時滞在する居 室、居室から地上へ通じる廊下及び階段その他の通路に設置し、直接 照明として床面において1 La 以上(蛍光灯使用時は 2 La 以上)の 原度を確保する設計とする。また、外部電源喪失により非常灯への電 力の供給が停止した場合においても、原子炉施設内従事者等が建屋内 から地上へ避難するために必要な原明の確保が可能となるよう、非常 灯は非常用ディーゼル発電機から電力を供給できる設計、又は昭和45 年建設省告示第 1830 号に準拠し、30 分間有効に点灯できる容量を有 した内威電池を備える設計とする。 誘導灯は、「消防法」(創定昭和23 年 7 月 24 日法律第 186 号)、「鞘 防法施行令」(制定昭和36 年 4 月 1 日自治省令第 6 号)に準拠し、屋内か ら直接地上へ通じる通路、出入口及び避難路段に設置する。また、外 部電源時失により誘導灯への電力の供給が停止した場合においても、 原子炉施設の従事者等が建屋内から地上へ避難できるように産難口 及び避難の力向を明示するため、誘導灯に調用ディーゼル多程度か、 ら電力を供給できる設計、又は消防法施行規則第 28 条の三に準拠し、 20 分間有効に点灯できる容量を有した内蔵電池を備える設計とする。	
室、居室から地上へ通じる廊下及び階段その他の通路に設置し、直接 照明として床面において11x以上(蛍光灯使用時は21x以上)の 照度を確保する設計とする。また,外部電源喪失により非常灯への電 力の供給が停止した場合において3,原子炉施設内従事者学が建屋内 から地上へ運難するために必要な照明の確保が可能となるよう,非常 灯は非常用ディーゼル発電機から電力を供給できる設計、又は昭和45 年建設省告示第1830号に準拠し、30分間有効に点灯できる容量を有 した内蔵電池を備える設計とする。 振導灯は,「消防法」(制定昭和25年7月24日法律第186号),「消 び送職行令」(制定昭和36年3月25日政令第37号)及び「消防法施 防法施行令」(制定昭和36年3月25日政令第37号)及び「消防法施 6直接地上へ通じる通路,出入口及び避難階段に設置する。また,外 5回接地上へ通じる通路,出入口及び避難階段に設置する。また,外 6回接地上へ通じる通路,出入口及び避難階段に設置する。また,外 5回 原子が施設内従事者等が地屋向から地上へ必確できるまし、者 原子が施設内従事者等がで運屋内から地上へ非常できるたりに準測し、屋内か 6回接地上へ通じる通路が中した場合においても、 原子が施設内が参加した場合においでも、 原子が施設内が進上へ総置できるよこ準拠し、 のび運搬の方向を明示するため、誘導灯は非常用ディーゼル発電機が 6 6 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	
照明として床面において 1 1x 以上(蛍光灯使用時は 2 1x 以上)の 照度を確保する設計とする。また,外部電源喪失により非常灯への電 力の供給が停止した場合においても,原子炉施設内従事者等が建屋内 から地上へ避難するために必要な照明の確保が可能となるよう,非常 灯は非常用ディーゼル発電機から電力を供給できる設計,又は昭和 45 年建設省告示第 1830 号に準拠し、30 分間有効に点灯できる容量を有 した内蔵電池を備える設計とする。 誘導灯は,「消防法」(制定昭和 36 年 3 月 25 日政令第 37 号)及び「消防法施 1 防法施行令」(制定昭和 36 年 3 月 25 日政令第 37 号)及び「消防法施 1 行規則)(制定昭和 36 年 3 月 25 日政令第 37 号)及び「消防法施 1 行規則)(制定昭和 36 年 3 月 25 日政令第 37 号)及び「消防法施 1 行規則)(制定昭和 36 年 3 月 25 日政令第 37 号)及び「消防法施 1 方電加索疾により誘導灯への電力の供給が停止した場合においても、 原子炉施設内従事者等が建屋内から地上へ避難できるように避難日 及び避難の方向を明示するため,誘導灯は非常用ディーゼル発電機か 5 電力を供給できる設計,又は消防法施行規則第 28 条の三に準拠し、 20 分間有効に点灯できる容量を有した内蔵電池を備える設計とする。 5	・記載表現の相違。
照度を確保する設計とする。また、外部電源喪失により非常灯への電力の供給が停止した場合においても、原子炉施設内従事者等が建屋内から地上へ避難するために必要な照明の確保が可能となるよう、非常 力の供給が停止した場合においても、原子炉施設内従事者等が建屋内から地力を供給できる設計、又は昭和45 から地上へ避難するために必要な照明の確保が可能となるよう、非常 灯は非常用ディーゼル発電機から電力を供給できる設計、又は昭和45 年建設省告示第 1830 号に準拠し、30 分間有効に点灯できる容量を有 した内蔵電池を備える設計とする。 年建設省告示第 1830 号に準拠し、30 分間有効に点灯できる容量を有 した内蔵電池を備える設計とする。 誘導灯は,「消防法」(制定昭和23年7月24日法律第 186 号)、「消 防法施行令」(制定昭和36年3月25日政令第 37 号)及び「消防法施 行規則」(制定昭和36年4月1日自治令第 6 号)に準拠し、屋内へ 方規則」(制定昭和36年4月1日自治令第 6 号)に準拠し、屋内、 方面 ら直技地上へ通じる路、出入口及び避難階段に設置する。また、外 部電源喪失により誘導灯への電力の供給が停止した場合においても、 原子炉施設内従事者等が建屋内から地上へ避難できるように避難日 及び避難の方向を明示するため、誘導灯は非常用ディーゼル発電機か 5電力を供給で きる設計、又は消防法施行規則第 28 条の三に準拠し、 20 分間有効に点灯できる容量を有した内蔵電池を備える設計とする。	
 力の供給が停止した場合においても、原子炉施設内従事者等が建屋内 から地上へ避難するために必要な照明の確保が可能となるよう、非常 灯は非常用ディーゼル発電機から電力を供給できる設計、又は昭和45 年建設省告示第1830号に準拠し、30分間有効に点灯できる容量を有 した内蔵電池を備える設計とする。 誘導灯は、「消防法」(制定昭和23年7月24日法律第186号)、「消 て 防法施行令」(制定昭和36年3月25日政令第37号)及び「消防法施 行規則」(制定昭和36年4月1日自治省令第6号)に準拠し、屋内か ら直接地上へ通じる通路、出入口及び避難階段に設置する。また、外 部電源喪失により誘導灯への電力の供給が停止した場合においても、 原子炉施設内従事者等が建屋内から地上へ避難できるように避難口 及び避難の方向を明示するため、誘導灯は非常用ディーゼル発電機か ら電力を供給できる設計、又は消防法施行規則第28条の三に準拠し、 20分間有効に点灯できる容量を有した内蔵電池を備える設計とする。 	
 から地上へ避難するために必要な照明の確保が可能となるよう,非常 灯は非常用ディーゼル発電機から電力を供給できる設計,又は昭和45 年建設省告示第1830号に準拠し,30分間有効に点灯できる容量を有 した内蔵電池を備える設計とする。 誘導灯は,「消防法」(制定昭和23年7月24日法律第186号),「消 び 訪漠灯は,「消防法」(制定昭和23年7月24日法律第186号),「消 び 防法施行令」(制定昭和36年3月25日政令第37号)及び「消防法施 行規則」(制定昭和36年4月1日自治省令第6号)に準拠し,屋内ਅ ら直接地上へ通じる通路,出入口及び避難階段に設置する。また,外 部電源喪失により誘導灯への電力の供給が停止した場合においても, 原子炉施設内従事者等が建屋内から地上へ避難できるように避難口 及び避難の方向を明示するため,誘導灯は非常用ディーゼル発電機か ら電力を供給できる容量を有した内蔵電池を確える設計とする。 20分間有効に点灯できる容量を有した内蔵電池を備える設計とする。 	
灯は非常用ディーゼル発電機から電力を供給できる設計,又は昭和45 年建設省告示第1830号に準拠し,30分間有効に点灯できる容量を有 した内蔵電池を備える設計とする。 防法施行令」(制定昭和25年7月24日法律第186号)、「消 防法施行令」(制定昭和36年3月25日政令第37号)及び「消防法施 行規則」(制定昭和36年4月1日自治省令第6号)に準拠し、屋内か ら直接地上へ通じる通路,出入口及び難難階段に設置する。また,外 部電源喪失により誘導灯への電力の供給が停止した場合においても、 原子炉施設内従事者等が建屋内から地上へ避難できるように避難口 及び避難の方向を明示するため,誘導灯は非常用ディーゼル発電機か 6電力を供給できる設計,又は消防法施行規則第28条の三に準拠し、 20分間有効に点灯できる容量を有した内蔵電池を備える設計とする。	
年建設省告示第 1830 号に準拠し、30 分間有効に点灯できる容量を有 にた内蔵電池を備える設計とする。 にた内蔵電池を備える設計とする。 にた内蔵電池を備える設計とする。 にた内蔵電池を備える設計とする。 にた内蔵電池を備える設計とする。 にたり成 ・勝澤灯は、「消防法」(制定昭和 23 年 7 月 24 日法律第 186 号)、「消防法」 ・「規則」(制定昭和 36 年 3 月 25 日政令第 37 号)及び「消防法」 ・「消防法」(制定昭和 36 年 4 月 1 日自治省令第 6 号)に準拠し、屋内の ア ・行規則」(制定昭和 36 年 4 月 1 日自治省令第 6 号)に準拠し、屋内の ・ ・ ・ ・日本の画でのの代表が停止した場合においてめ、 ・ ・ ・ ・日本の設内従事者等が建屋内から地上へ避難できるように避難口 ・ ・ ・ のび避難の方向を明示するため、誘導灯は非常用ディーゼル発電機の ・ ・ ・ の方向を明示するため、誘導灯は非常用ディーゼル発電機の ・ ・ ・ の方向を明示するため、誘導灯は非常用ディーゼル発電機の ・ ・ ・ の分間有効に点灯できる容量を有した内蔵電池を備える設計とすめ。 ・ ・ ・	
 した内蔵電池を備える設計とする。 読導灯は、「消防法」(制定昭和 23 年7月24日法律第186号)、「 誘導灯は、「消防法」(制定昭和 23 年7月24日法律第186号)、「 防法施行令」(制定昭和 36 年3月25日政令第37号)及び「消防法加 行規則」(制定昭和 36 年4月1日自治省令第6号)に準拠し、屋内い ら直接地上へ通じる通路、出入口及び避難階段に設置する。また、外 部電源喪失により誘導灯への電力の供給が停止した場合においても、 原子炉施設内従事者等が建屋内から地上へ避難できるように避難口 及び避難の方向を明示するため、誘導灯は非常用ディーゼル発電機か ら電力を供給できる設計、又は消防法施行規則第28条の三に準拠し、 20分間有効に点灯できる容量を有した内蔵電池を備える設計とする。 	・設備構成の相違。
誘導灯は、「消防法」(制定昭和 23 年 7 月 24 日法律第 186 号)、「消び防法施行令」(制定昭和 36 年 3 月 25 日政令第 37 号)及び「消防法施び行規則」(制定昭和 36 年 4 月 1 日自治省令第 6 号)に準拠し、屋内からら直接地上へ通じる通路、出入口及び避難階段に設置する。また、外部電源喪失により誘導灯への電力の供給が停止した場合においても、原子炉施設内従事者等が建屋内から地上へ避難できるように避難口及び避難の方向を明示するため、誘導灯は非常用ディーゼル発電機か、ら電力を供給できる設計、又は消防法施行規則第 28 条の三に準拠し、20 分間有効に点灯できる容量を有した内蔵電池を備える設計とする。	(非常灯は内蔵蓄電浴
防法施行令」(制定昭和 36 年 3 月 25 日政令第 37 号)及び「消防法施 行規則」(制定昭和 36 年 4 月 1 目自治省令第 6 号)に準拠し,屋内か ら直接地上へ通じる通路,出入口及び避難階段に設置する。また,外 部電源喪失により誘導灯への電力の供給が停止した場合においても, 原子炉施設内従事者等が建屋内から地上へ避難できるように避難口 及び避難の方向を明示するため,誘導灯は非常用ディーゼル発電機か ら電力を供給できる設計,又は消防法施行規則第 28 条の三に準拠し, 20 分間有効に点灯できる容量を有した内蔵電池を備える設計とする。	こより照明電源喪失時
行規則」(制定昭和 36 年 4 月 1 日自治省令第 6 号)に準拠し、屋内から直接地上へ通じる通路、出入口及び避難階段に設置する。また、外部電源喪失により誘導灯への電力の供給が停止した場合においても、原子炉施設内従事者等が建屋内から地上へ避難できるように避難口及び避難の方向を明示するため、誘導灯は非常用ディーゼル発電機から も直力を供給できる設計、又は消防法施行規則第 28 条の三に準拠し、20 分間有効に点灯できる容量を有した内蔵電池を備える設計とする。	でも機能は損なわな
ら直接地上へ通じる通路,出入口及び避難階段に設置する。また,外 部電源喪失により誘導灯への電力の供給が停止した場合においても, 原子炉施設内従事者等が建屋内から地上へ避難できるように避難口 及び避難の方向を明示するため,誘導灯は非常用ディーゼル発電機か ら電力を供給できる設計,又は消防法施行規則第28条の三に準拠し, 20分間有効に点灯できる容量を有した内蔵電池を備える設計とする。	(⁽)
部電源喪失により誘導灯への電力の供給が停止した場合においても、 原子炉施設内従事者等が建屋内から地上へ避難できるように避難口 及び避難の方向を明示するため,誘導灯は <mark>非常用ディーゼル発電機か</mark> ら電力を供給できる設計,又は消防法施行規則第 28 条の三に準拠し、 20 分間有効に点灯できる容量を有した内蔵電池を備える設計とする。	
原子炉施設内従事者等が建屋内から地上へ避難できるように避難口 及び避難の方向を明示するため,誘導灯は非常用ディーゼル発電機か ら電力を供給できる設計,又は消防法施行規則第28条の三に準拠し, 20分間有効に点灯できる容量を有した内蔵電池を備える設計とする。	・記載表現の相違。
及び避難の方向を明示するため,誘導灯は非常用ディーゼル発電機か ら電力を供給できる設計,又は消防法施行規則第 28 条の三に準拠し, 20 分間有効に点灯できる容量を有した内蔵電池を備える設計とする。	
ら電力を供給できる設計,又は消防法施行規則第28条の三に準拠し, 20分間有効に点灯できる容量を有した内蔵電池を備える設計とする。	
20分間有効に点灯できる容量を有した内蔵電池を備える設計とする。	・設備構成の相違。
	(誘導灯は内蔵蓄電)
避難用照明の電源系統を図1に,非常灯及び誘導灯の取付箇所を表 て	こより照明電源喪失明
	でも機能は損なわれ
2及び添付図面「第1-8-1図から第1-8-41図 非常用照明の取 V	(¹)
付箇所を明示した図面」に示す。	・資料構成の相違。

先行審査プラントの記載との比較表(VI-1-1-12 非常用照明に関する説明書)

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/9/25版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		表 2 非常灯及び誘導灯の取付箇所	・設備の相違
		建屋名称 2号機制御建屋 2号機原子炉建屋 2号機タービン建屋	 (設備配置の相違に る避難通路・避難照 の相違だがいずれも
		 2 号機補助ボイラ建屋 緊急時対策建屋 焼却炉建屋 第1固体廃棄物貯蔵所 第2固体廃棄物貯蔵所 	 難通路・避難照明を 要な場所に設置)
		第3固体廃棄物貯蔵所 第4固体廃棄物貯蔵所 サイトバンカ建屋 予備変圧器配電盤室	
		緊急用電気品建屋	

2021年9月28日 02-工-B-01-0007_改3

本資料のうち枠囲みの内容は、他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。

先行審査プラントの記載との比較表(VI-1-1-12 非常用照明に関する説明書)

 3.2 設計基準事故が発生した場合に用いる作業用照明 3.2.1 常設の作業用照明 設計基準事故が発生した場合に用いる作業用照明として,避難用の 照明とは別に非常用照明,直流照明兼非常用照明及び直流照明を設置する。 非常用照明は,発電用原子炉の停止,停止後の冷却及び監視等の操 作が必要となる中央制御室,中央制御室で操作が困難な場合に必要な 	・設備名称の相違。
設計基準事故が発生した場合に用いる作業用照明として, 避難用の 照明とは別に非常用照明, 直流照明兼非常用照明及び直流照明を設置 する。 非常用照明は, 発電用原子炉の停止, 停止後の冷却及び監視等の操	
照明とは別に非常用照明, 直流照明兼非常用照明及び直流照明を設置 する。 非常用照明は, 発電用原子炉の停止, 停止後の冷却及び監視等の操	
する。 非常用照明は,発電用原子炉の停止,停止後の冷却及び監視等の操	
非常用照明は、発電用原子炉の停止、停止後の冷却及び監視等の操	
作が必要となる中央制御室,中央制御室で操作が困難な場合に必要な	
	・記載表現の相違。
操作を行う現場機器室及び現場機器室へのアクセスルートに設置す	・運用の相違
る。また、設計基準事故に対処するために、緊急時対策所及び緊急時	(緊急時対策所及び
対策建屋屋内アクセスルートに設置する。	急時対策建屋屋内之
非常用照明は、外部電源喪失時にも必要な照明を確保できるよう	セスルートの照明る
に, 非常用母線 (モータコントロールセンタ 2C 系及び 2D 系並びにメ	常用照明としている
タルクラッドスイッチギア 2D 系を介したモータコントロールセンタ	
J系)に接続し、非常用ディーゼル発電機からも電力を供給する設計	
とする。	・設備名称の相違。
直流照明兼非常用照明は,全交流動力電源喪失時から重大事故等に	
対処するために必要な電力の供給が常設代替交流電源設備から開始	
される前までに必要な操作を実施する中央制御室及び現場機器室に	・記載表現の相違。
設置する。	・設備の相違
直流照明は,全交流動力電源喪失時から重大事故等に対処するため	(他プラントの蓄
に必要な電力の供給が常設代替交流電源設備から開始される前まで	内蔵照明に対し,
に必要な操作を実施する中央制御室に設置する。	は、直流から受電
	作業用照明(直流
直流照明兼非常用照明及び直流照明は,全交流動力電源喪失時から	兼非常用照明, 直
重大事故等に対処するために必要な電力の供給が常設代替交流電源	明) により, 全交流
設備から開始される前まで(約15分間)においても点灯できるよう	喪失でも照明を確
に125V 蓄電池から電力を供給できる設計とする。	る設計)
非常用照明は,発電用原子炉の停止,停止後の冷却及び監視等の操	
作が必要となる中央制御室,中央制御室で操作が困難な場合に必要な	
操作を行う現場機器室及び現場機器室へのアクセスルートにおいて,	・運用の相違
操作及び移動に必要な照明を確保できる設計とする。また,設計基準	(緊急時対策所及
事故に対処するために,緊急時対策所及び緊急時対策建屋屋内アクセ	急時対策建屋屋内
スルートにおいて,操作及び移動に必要な照明を確保できる設計とす	セスルートの照明
る。	常用照明としている
	 に、非常用母線(モータコントロールセンタの系及びの系並びにメタルクラッドスイッチギア 20 系を介したモータコントロールセンタ 「系)」に接続し、非常用ディーゼル発電機からも電力を供給する設計 とする。 直流照明兼非常用照明は、全交流動力電源喪失時から重大事故等に 対処するために必要な電力の供給が常設代替交流電源設備から開始 される前までに必要な操作を実施する中央制御室及び現場機器室に 設置する。 直流照明社,全交流動力電源喪失時から重大事故等に対処するため に必要な電力の供給が常設代替交流電源設備から開始される前まで に必要な電力の供給が常設代替交流電源設備から開始される前まで に必要な電力の供給が常設代替交流電源設備から開始される前まで に必要なな電力の供給が常設代替交流電源 設備から開始される前まで(約 15 分間)においても点灯できるよう に 125V 蓄電池から電力を供給できる設計とする。 非常用照明は、発電用原子炉の停止、停止後の冷却及び監視等の操 作が必要となる中央制御室、中央制御室で操作が困難な場合に必要な 操作を行う現場機器室なび現場機器室へのアクセスルートにおいて、 操作及び移動に必要な照明を確保できる設計とする。また、設計基準 事故に対処するために、緊急時対策所及び緊急時対策建屋屋内アクセ スルートにおいて、操作及び移動に必要な照明を確保できる設計とす。

先行審査プラントの記載との比較表(VI-1-1-12 非常用照明に関する説明書)

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/9/25版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		直流照明兼非常用照明及び直流照明は,全交流動力電源喪失時から	・設備名称の相違。
		重大事故等に対処するために必要な電力の供給が常設代替交流電源	
		設備から開始される前までに必要な操作を実施する中央制御室又は	
		現場機器室において,操作及び移動に必要な照明を確保できる設計と	
		する。	
		作業用照明の電源系統を図1に,作業用照明の取付箇所を表3及び	
		添付図面「第1-8-1図から第1-8-41図 非常用照明の取付箇所	・資料構成の相違。
		を明示した図面」に示す。	
		3.2.2 可搬型の作業用照明	・記載場所の相違。
		3.2.2 可嚴至の作業用照明 設計基準事故が発生した場合に作業に用いる可搬型照明は,昼夜場	
		前 金 平 争 取 が 光 生 し に 場 古 に 作 未 に 用 い る 可 撮 至 庶 所 は ,	(女川では設計基準事
		がを回4291F来が可能となるよう以下のとおり配備する。	(女川 C は 設計 室 平 事 故が発生した場合に使
		・全交流動力電源喪失時における緊急時対策所内の可搬型照明保管	
		場所への移動時の照度を確保できるよう可搬型照明(ヘッドライト	搬型照明(ヘッドライ
		(ヘルメット装着用))を事務建屋に配備する。	ト(ヘルメット装着
			用), ランタンタイプ
		・全交流動力電源喪失時における緊急時対策所内の照度を確保でき	
		るよう可搬型照明(ランタンタイプ LED ライト及びヘッドライト	し、自主設備は設けな
		(ヘルメット装着用))を緊急時対策所に配備する。	(v)
		・常設の作業用照明により設計基準事故に対応するための操作及び	
		作業場所までの移動に必要な照明は確保されるが、万一、作業用照	
		明設置箇所以外での対応が必要になった場合には, 初動操作に対応	
		する運転員が常時滞在している中央制御室に可搬型照明(懐中電	
		灯, ランタンタイプ LED ライト及びヘッドライト (ヘルメット装着	
		用))を配備する。	
		可搬型の作業用照明の使用箇所を表3に,保管場所を添付図面「第	
		1-8-1 図から第 1-8-41 図 非常用照明の取付箇所を明示した図	・資料構成の相違。
		面」に示す。	

本資料のうち枠囲みの内容は、他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。

- 8 -

先行審査プラントの記載との比較表(VI-1-1-12 非常用照明に関する説明書)

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/9/25版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機 備考
		表3 設備名,給電元及び作業用照明の取付箇所・設備構成の相違
		設備名 給電元 設置場所(使用箇所) (女川では設計基)
		作業用照明非常用低圧母線中央制御室 現場機器室* アクセスルート故が発生した場合 用する作業用照明直流照明 兼非常用照明非常用直流電源設備 (非常用低圧母線(区分II))中央制御室 緊急時対策建屋脚型照明(ヘッド ト (ヘルメット)
		直流照明非常用直流電源設備 (非常用低圧母線(区分I)) (125V 蓄電池 2A)中央制御室用), ランタンターLED 及び懐中電灯
		可搬型照明 (常設の作業用照明設置箇 所以外での対応) し、自主設備は設 (緊急時対策所及び緊急時 対策所までの移動) い)
		・設備の相違 注記*:設計基準事故が発生した場合に操作が必要な現場機器室は、(電源供給元の相違
		以下のとおり。 (設備構成の相違
		・区分 I 非常用電気品室 る中央制御室での
		 ・区分Ⅱ非常用 MCC 室 要否の差であるが
		 ・計測制御電源(A),(B)室 要な現場操作抽出
		・中央制御室外原子炉停止操作室 え方としては同様)
		・空調機械(A)室
		・RHR ポンプ(A), (B)室
		・A, B 系ペネバルブ室
		・RHR 熱交換器 (A), (B) 室
		・トーラス室(上部トーラス室)
		・燃料プール冷却浄化系熱交換器上室
		・非常用ディーゼル発電機(A),(B)室
		・区分 I 及び区分Ⅱ非常用 D/G 制御盤室
		・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機室
		・区分Ⅲ非常用 D/G 制御盤室
		本資料のうち枠囲みの内容は、他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。

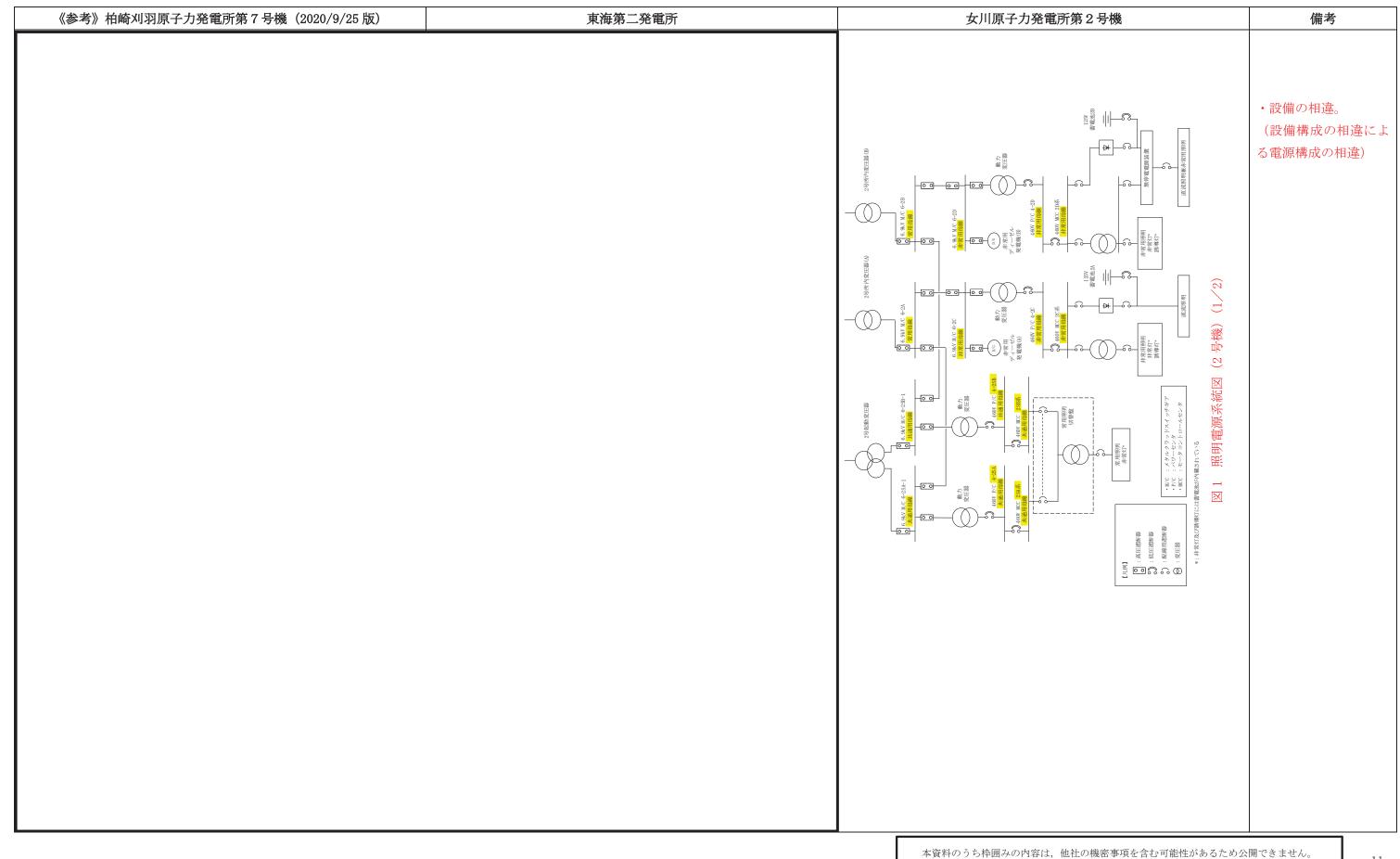
2021年9月28日 02-工-B-01-0007_改3

先行審査プラントの記載との比較表(VI-1-1-12 非常用照明に関する説明書)

東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		・記載場所の相違。
		・設備構成の相違
		(女川では設計基準期
		故が発生した場合に使
		用する作業用照明はす
		搬型照明(ヘッドラ-
		ト(ヘルメット装着
		用), ランタンタイン
		LED 及び懐中電灯) る
		し, 自主設備は設けた
		い)
		・資料構成の相違。
	東海第二発電所	東南第二発電所 東南第二発電所 名印原子力発電所第2.6機 日 田 日

2021年9月28日 02-工-B-01-0007_改3

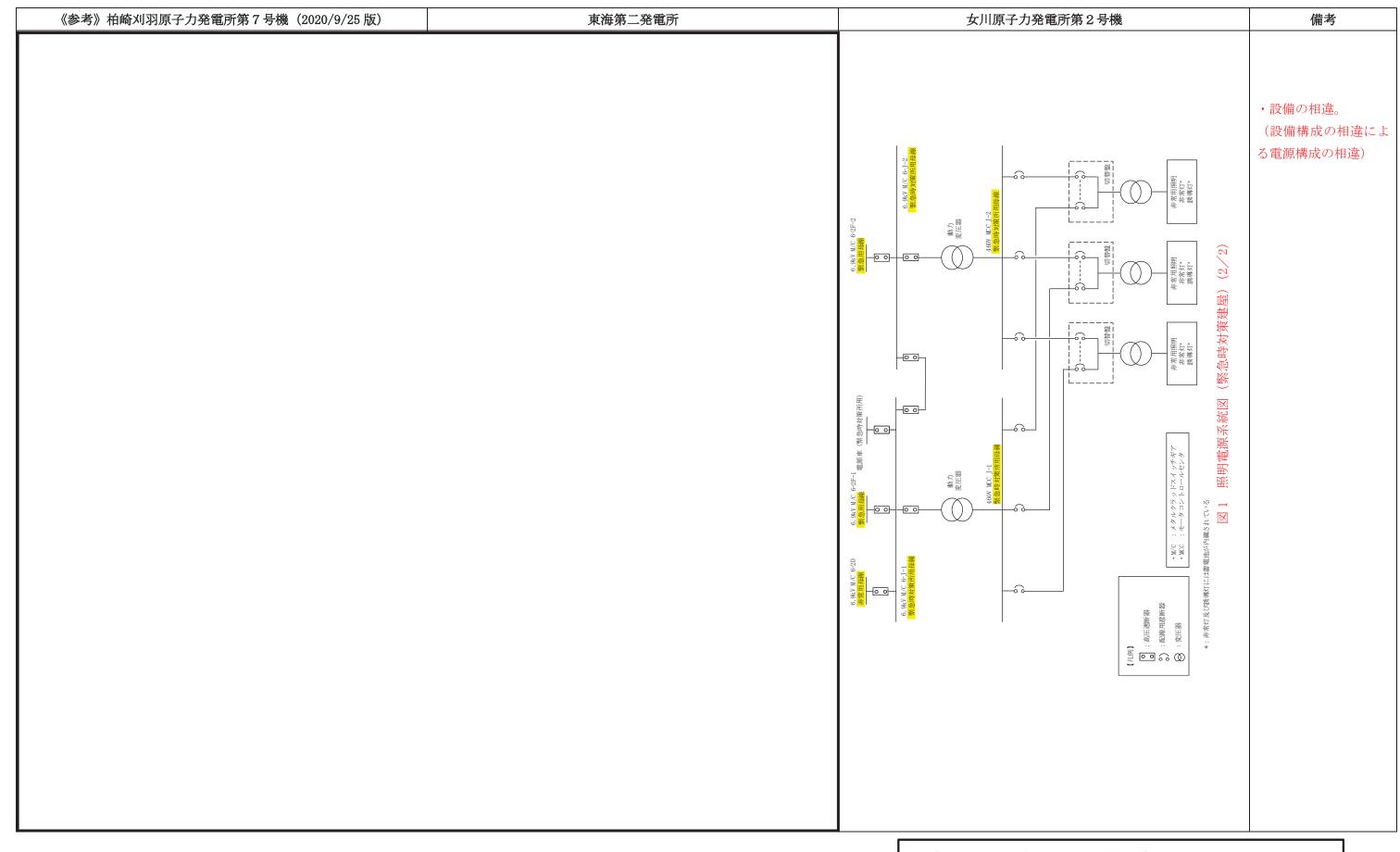
先行審査プラントの記載との比較表(VI-1-1-12 非常用照明に関する説明書)



2021年9月28日 02-工-B-01-0007_改3

- 11 -

先行審査プラントの記載との比較表(VI-1-1-12 非常用照明に関する説明書)



2021年9月28日 02-工-B-01-0007_改3

- 12 -

先行審査プラントの記載との比較表(VI-1-1-12 非常用照明に関する説明書)

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/9/25版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
			I

2021年9月28日 02-工-B-01-0007_改3

先行審査プラントの記載との比較表(VI-1-1-12 非常用照明に関する説明書)

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/9/25版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		3.3 重大事故等発生時の照明	
		重大事故等発生時に,中央制御室及び中央制御室待避所での監視操	
		作に必要な照度を確保するため、可搬型照明(SA)を配備する。また,	・記載表現の相違。
		中央制御室バウンダリに隣接した場所に設ける中央制御室チェンジ	
		ングエリア及び緊急時対策建屋内に設ける緊急時対策所チェンジン	
		グエリアでの身体の汚染検査,作業服の着替え等に必要な照度を確保	
		するため, 乾電池内蔵型照明を配備する。	
			・設備名称の相違
		可搬型照明(SA)は、常設代替交流電源設備から電力の供給を可能	・電源の相違。
		とするため,非常用低圧母線に接続された中央制御室内のコンセント	
		に接続可能な設計とする。	・記載表現の相違。
		可搬型照明(SA)の電源系統図を図2に示す。	
		可搬型照明(SA)は、重大事故等時に中央制御室の制御盤での操作	
		に必要な照度及び中央制御室待避所の居住性確保に必要な照度とし	
		て、照明全消灯状態にて監視操作が可能なことを確認している、主制	
		御盤垂直部で 20 1x以上の照度を確保する設計とする。また、中央	
		制御室待避所に設置する可搬型照明(SA)は、運転員が中央制御室待	・設備名称の相違。
		避所にとどまり必要な監視等を行うため 20 1x 以上の照度を確保す	
		る設計とする。	
		中央制御室バウンダリに隣接した場所に設ける中央制御室チェン	
		ジングエリア及び緊急時対策建屋内に設ける緊急時対策所チェンジ	
		ングエリアでの身体の汚染検査,作業服の着替え等に必要な照明とし	
		て設置する乾電池内蔵型照明は, 脱衣, 汚染検査及び除染時に必要な	
		照度として 5 1x 以上の照度を確保する設計とする。	
		可搬型照明 (SA) の必要数は、中央制御室の制御盤での操作又は監	
		視に必要な照度を有するものを5個,中央制御室待避所にとどまり必	
		要な監視等を行うために必要な照度を有するものを1個,故障時及び	・数量の相違。
		保守点検時のバックアップ用として 1 個の合計 7 個を中央制御室に	・記載表現の相違。
		保管する設計とする。	
		乾電池内蔵型照明の必要数は,身体の汚染検査,作業服の着替え等	

- 14 -

先行審査プラントの記載との比較表(VI-1-1-12 非常用照明に関する説明書)

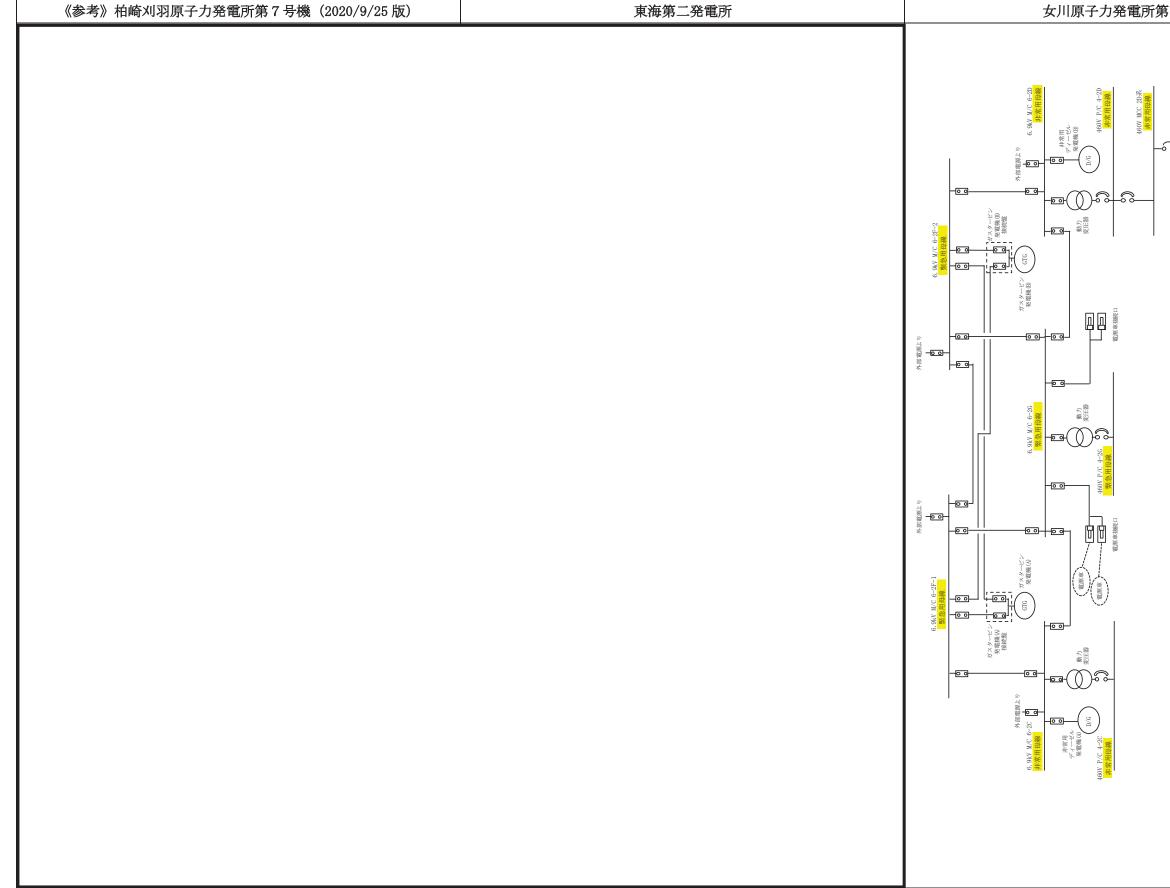
《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/9/25版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		に必要な照度を有するものを中央制御室チェンジングエリアでは 5	・設備名称の相違。
		個使用し,故障時及び保守点検時のバックアップ用として1個の合計	・記載表現の相違。
		6個を中央制御室に保管する設計とし、また、緊急時対策所チェンジ	・数量の相違。
		ングエリアでは6個使用し、故障時及び保守点検時のバックアップ用	・記載表現の相違。
		として1個の合計7個を緊急時対策建屋内に保管する設計とする。	
		また,技術基準規則第54条第1項第2号及び第3項第6号に基づ き想定される重大事故等時において,重大事故等対処設備を停電時及	・記載表現の相違。
		び夜間時に確実に操作を実施するため及び可搬型重大事故等対処設	11 戰 公 元 17 1日 庄。
		備を運搬するため並びに他の設備の被害状況を把握するために必要	
		な照明設備として,可搬型照明を重大事故等時に迅速に使用できる場	
		所に配備する。	
		可搬型照明に関しては、保安規定に基づく下部規程(二次文書、三	
		次文書)にて資機材としての取扱いについて定め、管理する。	
		可搬型照明(SA)及び乾電池内蔵型照明の保管場所及び使用箇所を	・設備名称の相違。
		添付図面「第1-8-1図から第1-8-41図 非常用照明の取付箇所	・資料構成の相違
		を明示した図面」に示す。	

2021年9月28日 02-工-B-01-0007_改3

本資料のうち枠囲みの内容は、他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。

- 15 -

先行審査プラントの記載との比較表(VI-1-1-12 非常用照明に関する説明書)



2021年9月28日 02-工-B-01-0007_改3

等2号機	備考
	 ・設備の相違。 (設備構成の相違による電源構成の相違)
【凡例】 ③ :応田道師師 ③ :応田道師師 ③ :応国御師師 ④ :近日 ● 10: :メタルクランドスインチネア ● 10: :ペータコントロールセンタ ● 10: :ペータコントロールセンタ	図2 可搬型照明 (SA) 電源概略系統図